

Spring-8利用者懇談会学術的会合の主催等に関する規程について

行事幹事 坂田 誠

SPring-8利用者懇談会の各SGの活動に関してこれまでいろいろな学術的会合が開催されてきましたが利用者懇談会の活動も軌道に乗ってきたこの時期にあたりこれらの会合の開催形態について次の資料に記載されたような規程をもうける事になりました。今後各SGはこの規程に則って各種会合を開催する等の活動をされるようお願いいたします。



資料

Spring-8利用者懇談会 学術的会合の主催等に関する規程

(平成 7 年 4 月 27 日運営委員会決定)

第1条 【目的】

本会が主催または共催する会合の目的は、本会会則第3条に示すSPRING-8利用者懇談会の活動趣旨にそつたものであり、営利を目的としない。

第2条 【主催、共催、協賛、後援】

本会が学術的会合（以下、会合という）を主催、共催、協賛、または後援するときには、本規定に従ってこれを行う。

1. 会合の主催とは、本会が単独で会合の運営をする場合で、会合の運営に係わる財政上の責任を有する場合を言う。

2. 会合の共催とは、本会が他学協会等と共同で会合を運営する場合を言う。

3. 会合の協賛とは、他学協会等が主催する会合の主旨に賛成する場合で、会合の運営に係わる財政上の責任を有しない場合を言う。

4. 会合の後援とは、他学協会等が主催する会合に協力する場合で、会合の運営に係わる財政上の責任を有しない場合を言う。

第3条【準備、運営】

1. 本会が会合を主催または財政上の責任を有する会合を共催するときは、行事委員会又は行事委員会が指名するものがその会合の準備・運営等を行うものとする。本会が財政上の責任を有しない会合を共催するときは行事委員又は行事委員会が指名するものがその会合の準備・運営等に参画するものとする。

2. 本会の年会以外に、本会が主催する会合の運営に係わる財政は、本会経常会計とは独立に、特別会計によってこれをまかなう

第4条【開催の決定、報告】

1. 本会が会合を主催または財政上の責任を有する会合を共催するときは、行事委員会からの提案にもとづき幹事会がこれを決定する。本会以外の組織からの提案については、行事委員会の検討にもとづき、幹事会がその可否を決定する。この結論は運営委員会に報告する。

2. 本会が財政上の責任を有さない会合を共催、協賛、または後援するときは、幹事会がその可否を決定し、運営委員会に報告する。

第5条【提案書】

本会に会合の主催または財政上の責任を有する会合の共催を提案する者は、別に定める様式による提案書を本会に提出する。

第6条【依頼書】

本会に財政上の責任を有しない会合の共催、後援または協賛を依頼する者は、別に定める様式による依頼書を本会に提出する。

第7条【改正】

本規定の改正は運営委員会において行う。

第8条【施行】

本規定は平成7年4月28日より施行する。

様式

学術的会合の主催提案書

- 1、会合の名称
- 2、会合の開催予定日時・場所
- 3、会合の概要
- 4、所要経費の概算
- 5、準備会の構成（代表者名、連絡者名）
- 6、準備会の活動状況
- 7、他学協会等との会合運営関係
- 8、指定寄付申請団体名
- 9、会計事務等に関する覚書
- 10、その他

様式

学術的会合の共催・後援・協賛依頼書

- 1、会合の名称
- 2、会合の開催予定日時・場所
- 3、会合の概要
- 4、準備会の構成（代表者名、連絡者名）
- 5、他学協会等との会合運営関係

（備考）

サブグループとの共催の場合、財政的援助は行わないが、サブグループの活動範囲の内と認められた場合にはサブグループ活動費からの旅費等支出は認められる。